

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市身体障害者用自動車運転免許取得費助成事業
補助の区分	扶助的補助
補助の概要	障がい者が就労、求職、通院、通学又は通所に伴い自動車運転免許を取得する場合において、指定自動車教習所において教習を受けるために必要な経費の一部を助成することにより、障がい者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的に、助成金を交付する
補助事業者	身体障害者福祉法第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の程度身体障害者福祉法施行規則の別表第5に定める身体障害者障害程度等級表の1級から4級までに該当するもの
補助対象経費	対象経費に3分の1を乗じて得た額とし、10万円を限度とする
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	対象経費に3分の1を乗じて得た額(上限10万円)
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	3分の1
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	数値化
※数値目標の設定検証	第5期佐渡市障がい福祉計画に基づき、目標数を1件とする ○目標に対する費用対効果（計算式） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における地域生活支援事業として位置付けており、障がい者の経済的負担を軽減するとともに社会参加と自立を促進し、就労の機会を拡大する ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成31年4月1日
見直し時期	令和2年10月30日
補助終期	令和3年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 随時受付
事業担当（担当部署）	社会福祉課
（電話番号）	0259-63-5113